

『潜夫論』版本小考

——特に元大徳本について——

池 田 秀 三

『潜夫論』の研究に於て汪継培の箋注が必読のものであることは今更言うまでもないが、採用せる底本の優秀さと校訂の行届いている点で、この汪氏箋本はテキストとしても現在最も依拠するに足るものとなっている。⁽¹⁾ところでその汪氏の基いた底本は元刊本であるとされている。汪氏自ら序して云う、

王符『潜夫論』の今に行わるる者に、明の程栄本・何鏜本⁽²⁾有り。何本は程より出づれば、異同を為さず。別に旧本有り、『白虎通徳論』『風俗通義』と合刻せり。『風俗通義』巻首に題して「大徳新刊」と云う。三書同時に出づれば、蓋し元刻ならん。元刻文字、程本に視^みべて勝れりと為す。辺議・巫列・相列・夢列・釈難の諸篇、簡編脱乱し、程本に如^かかず。其の務本・遏利・慎微・交際・明忠・本訓・徳化・志氏姓の諸篇、各本脱乱並びに同じ。……是の本、元刻を以て拠と為し、其の別本及び他書引く所を以て改補する者は、「旧 某に作る。某本某書に拠りて改む。」旧 某を脱す。某本某書に拠りて補う。」と曰い、其の己が意を以て改補する者は、止^た旧 某を脱す、旧 某に作る。」と曰うのみ。

と。

このように汪氏自ら「大徳新刊」「元刻」と明記している上にまた、版本についての權威的工具書たる邵懿辰『四庫簡明目錄標注』・莫友芝『邵亭知見伝本書目』および楊立誠『四庫目略』の『潜夫論』の項にも、大徳中

に『白虎通』『風俗通』と合刊したとされる本が著録されていることから、『潜夫論』元大徳本の存在は何ら疑うことなく公認されてきた。⁽³⁾

私もその存在を信じ、目録したいものと思って内外の主要漢籍所蔵機関の目録を通覧してみたが、そのいずこにも元大徳本は収蔵されていない。これは残念ながら亡佚してしまったらしいと、今度は清代の家蔵書目を中心として明より民国初期までの目録類を一渡り調べてみたが、元大徳本はおろか明刊の覆元本の類さえ一向に見出すことができなかったのである。が最後にようやく唯一、王国維『伝書堂善本書志』に

明刊本 王符 明嘉隆間刊本。与大徳刊白虎通風俗通行款同。蓋亦影元本也。⁽⁴⁾

とあるのを発見した。そして一旦は、この伝書堂本の底本こそ汪氏所見本に違いないと思ったのである。しかし、やがてその表現の曖昧なると根拠の薄弱なるとに対し、果たして真に影元本なるや、の疑問を抑え難くなった。王氏は『白虎通徳論』『風俗通義』元大徳本と行款が同じであることを根拠にして影元本と判定しているわけであるが、行款という点では同一（半葉九行、行十七字）の⁽⁵⁾『兩京遺編』本は影元本ではない。⁽⁶⁾このように、同一の行款を有しかつ影元本に非ざる版本が存在する以上、影元本に非ずと決めつけることは無論できぬとしても、行款の一致のみを以て直ちに影元本なりと判定することもまた甚だ危険であろう。ましてや、元大徳中に三書が合刻されたことの証明にはなり得ない。かくして、結局の所、管見の及ぶ限りの書目の中には、『潜夫論』元大徳本の存在を明確に伝える例は皆無だったのである。ところが、合刻したとされる『白虎通徳論』『風俗通義』二書の元大徳本の方は、⁽⁷⁾『鉄琴銅劍樓藏書目録』に併せ登載するを始めとしてそれらの書目に数多く著録されていたのである。是に於て私は、『潜夫論』元大徳本なるものの存在そのものに疑念を抱くに至った。

『白虎通徳論』『風俗通義』の元大徳本は旧蔵書目に数多く著録されているばかりでなく、北京図書館他一、

二の図書館に現蔵されてもおり、また更に『隨齋徐氏叢書統編』ならびに『四部叢刊』にも収められていて、影刊影印とはいえ簡単にそのものと姿を見ることが出来る。かくの如く、この両者がその全貌を今に伝えているに對し、同刻である筈の『潛夫論』だけは一切その跡を断っているのである。これを單なる偶然、『潛夫論』の不運と片づけてしまつてよいのであろうか。そしてこの疑いは、『白虎通德論』『風俗通義』の出版経過を知るに及んで愈々濃いものとなつたのである。

『白虎通德論』『風俗通義』の元大徳本にはそれぞれ序跋があり、詳細なる出版事情が知られる。(この序跋は明刊諸本のはほとんど全てに附されている。従つて、たとえ元刊本自体は亡んでしまつていたとしても、元大徳本が存在したことは証明されるのである。この点に於ても両書と『潛夫論』は明瞭なる対照を為す。)それによると、両本とも無錫県学で刊行したもので、まず大徳九年に州守劉世常(字平父)家藏の宋監本を用いて『白虎通德論』が刊行され、次いで十一年、これまた宋本に拠つて『風俗通義』が刊行されたのであるが、特に注目すべきは『風俗通義』出版の動機である。

大徳丁未(十一年)中和節の日附を有する李果の『風俗通義』序に

錫学^{とくで}比^ひろ『白虎通』を刊せり。『風俗通』は一体の書なるに、尚^{これ}お焉^をを欠く。三衢の毛希聖 挈^きえ來りて經を横にす。錫守劉平父一見し、此を以て之を勉め、遂に梓^しに学に續す。

とあり、また大徳乙巳(九年)陽月の謝居仁序に引く李晦⁽⁹⁾の語に

魯齋許文正公の門人劉平父世常、來りて吾が邦に守たり。嘗て『白虎通』を学に刊せり。参政恪齋嚴公 卷首に題す。方に未だ『風俗通』を得て以て二書を完^まくせざるを慮るに、未だ幾くならずして、某^{それ}の子元昭、吳泮に録せられ、之を館下生に得て以て歸る。郡博士遂に之を抄し、將に併せて学に刻さんとす。

とある。『風俗通義』は『白虎通德論』と「一体の書」と考えられたからこそ「併せ刻き」れたのであり、しかもその出版は、『白虎通德論』刊行後直ちに企画されているのである。両本の行数字体は悉く同じい。それは合刻である以上当然ではあるが、そういった形態的側面のみならず、より根本的意味に於てもこの両本は合刻と称するに足る。その一体ぶりを謝居仁は、張華の語を引き「神物終合」とまで評しているが、そうした一体の觀念はいずれより生じたかという点、厳度の『白虎通德論』序に

漢唐書籍、通を以て名づくる者五あり。惟『白虎通』と『風俗通』とのみ世に行わる。

と云える如く、ともに「通」の名を有していることに由来するのである。とすれば、『潜夫論』がこの両書と合刻されるいわれは全くないことになる。後世、『白虎通』『風俗通』の二つが合刻或いは合印されたことは幾度かあるが、三つが合刻された例は絶えて聞かない。以上の理由を考えれば、それもまた宜なる哉である。

しかし、同時に合刻されなかったことは確かであるとしても、『潜夫論』が少し遅れた時期に同様の版式を以て刊行された可能性は残っている。がそれなら、『潜夫論』の場合に於ても、先行二本同様序跋にその縁起を記してあったに違いない。が、汪継培の見た本には序跋が附いていなかったのである。いや『潜夫論』ばかりではない、『白虎通德論』にも『風俗通義』にも附いていなかったのである。彼の見た本にそれがあつたなら、もっと明確に元大徳本と断定した筈であり、『風俗通義』の巻頭に「大徳新刊」とあるから「蓋し元刻ならん」というような曖昧な言い方をするわけではない。¹⁰⁰では、彼の見た本では序跋が偶々欠落していたのであろうか。勿論そう考えることもできよう。が、清代の書目に著録される『白虎通德論』『風俗通義』の元大徳本の大半に序跋が存しているのを見れば、その可能性は極めて小さい。他では完全に亡佚した『潜夫論』を併せ有するほどの善本が、序跋だけをすっぱり欠いているというのは、何とも不自然である。むしろ本来序跋を有せざる本であつたと

考える方がはるかに勝っている。かく考え来たれば、結論はもはや自ずから明らかであろう。すなわち、汪氏所見の「旧本」は元大徳本ではない。そもそも元大徳本などというものは始めから存在しない。

それでは、『四庫簡明目錄標注』（以下『標注』と略称）等にも元大徳本が記載されているのはどう解したらよいのであろうか。次にそれを考えてみよう。まず『標注』の該項の全文を原文のまま左に掲げる。

元大徳間。与白虎通風俗通合刊。題曰新刻三種。漢魏叢書本 明胡維新兩京遺編本四卷 又明刊本二卷 湖

海樓叢書汪繼培箋注本。朱修伯曰。汪因可箋注。精博無比。明金臺王諒刊本。似即張目所稱明刊本。此其

最善者。

これら諸本のうち、最初の本が当面の問題である。一見いかにも実物を見たかの如き記述だが、実はそうではない。邵氏が実見した版本だけを挙げていのでないことは、二卷本である胡維新『兩京遺編』本を四卷と誤っていることからも明らかであるし、元版を筆頭に挙げながら、張氏の説をそのまま採って明刊本を「最善」と称しているのも一寸奇妙である。邵氏が元大徳本を見ていない更なる証拠は、『白虎通義』『風俗通義』の各項に於て元大徳本ないし倣元大徳本の類を挙げながら、『潜夫論』との三種合刻本については一言も言及していないということである。蓋し邵氏は汪氏自序の文によりて彼の如く著録し、更に私意もて「題曰新刻三種」の六字を加えたのであろう。

『標注』すらかくの如き次第とすれば、『邵亭知見伝本書目』『四庫目略』に著録する元大徳本も、その実見せしに非ざることまた推して知るべきであるが、この両書の場合はむしろ『標注』の引写しとみた方が実状に近からう。⁽¹⁵⁾ 莫氏の挙げる諸本は、元大徳本を最後に置く順序変更はあるものの、内容的には『標注』と全く一致しているし、楊氏は莫氏のものに二種つけ加えているだけである。しかも両氏とも、『兩京遺編』本を四卷と記す

誤りを襲っている始末である。なお楊氏は「題曰新刻三種」の六字を刪っているが、恐らく汪氏自序にその六字が記されていないからであらう。或いは元大徳本に対する疑念が楊氏にも少しはあったのかもしれない。莫氏の順序変更もまたそうした疑念の現れとみることもできよう。いずれにしても、『標注』等に於ける元大徳本の記載は、その存在に対する疑念を一層深めこそすれ、証明するものでは決してない。

さて、元大徳本でなかったとすれば、汪氏の見たという「旧本」はいかなる版本であつたのだろうか。その探求が次の課題である。前にも述べた如く、『白虎通徳論』『風俗通義』『潜夫論』の三書を合刻した例は絶えて聞かない。となれば、三書全てを収めた叢書の離れとみるか、或いは個別に刊行された三本が一同に集まり、その行款・字体・紙質いずれもが偶然にも一致していたため合帙されていたとでも考える他はないが、後のケースは実際にはずみあり得まいから、結局は前者ということにならう。また刊行の時期については、理論上は元大徳より清嘉慶に至るの間ということになるが、「旧本」と云っていることなどからしてまず明刊とみて間違いあるまい。かく対象を絞ってくれば、答はすぐ出る。上の二つの条件に該当するものは、私の知る限り、唯一つしかない。それは、これまでに少し触れた胡維新の『兩京遺編』（以下『遺編』と略称）である。

こうして、汪氏所見本が『遺編』本らしいと想到したとき、私は当初よりの疑問が晴れた思いがした。その疑問とは、汪氏が世に行わるる本として程本・何本のみを挙げ、『遺編』本に言及していないということであつた。『遺編』本はなるほど程・何両本ほど通行していないとはいへ、諸家の書目にも数多く著録せられ、また現在でも割合簡単に見ることのできるものであつて、通行本に近い版本である。だからといって、汪氏が必ず見ていなかったらばならぬということには勿論ならないが、元大徳本を所蔵していた¹⁶⁾ほどの者が、『遺編』を見ていなかったのは何としても奇妙である。がそれも、『遺編』本を元大徳本と錯覚したのだと考えれば、一応納得がいく。

『遺編』には三書が全て収められているばかりでなく、序列上もこの三書は並んでいる。即ち『白虎通德論』より『潜夫論』、しかして『仲長統論』を挟んで『風俗通義』と続くのである。『白虎通德論』より『風俗通義』に至る一団が離れとなり、そして更にそこから『仲長統論』が欠落した、汪氏の見た本はかかる経過をたどった本ではなかったかと思われる。いかにも都合のよい推測をしているように見えるかもしれないが、あながち根拠のない話ではない。叢書の分離はごく普通の現象であるし、『遺編』にそうした離れ本が多いことは、目録等を通覧すればすぐ気づかれる事実である。『潜夫論』の離れも実際に存する。¹¹⁷従って、『白虎通德論』より『風俗通義』までの部分が離れることは充分にあり得るわけである。そこから更に『仲長統論』だけが欠落したと考えるのも、また必ずしも無理ではない。と言うのは、『仲長統論』は他の三書に比して分量が非常に少ないからである。特に、もし一書ごとに装釘してあったとしたら、欠落の可能性はより高まろう。以上で、三書合刻についての説明はついたものと思う。

『遺編』本が汪氏所見本であったと推定するに足る根拠は、上記以外にもなお二、三ある。その一は、『風俗通義』目録の首行に「大徳新刊校正風俗通義」とあることである。その二は、汪氏自序に、辺議・巫列・相列・夢列・釈難諸篇に簡編の脱乱ありとあるが、『遺編』本のこれらの諸篇には確かに他本には見えない脱乱があることである。但し、汪氏の挙げない交際篇にも同様の脱乱があるが、これはすぐ下の各本共通の脱乱諸篇中に交際篇が出てくるための書落しとみてよいだろう。また、汪氏所見本に序跋がついていなかったらしいことは既に述べた通りであるが、『遺編』本の三書にはまさしく序跋がない。根拠の第三である。

このように、『遺編』本は汪氏所見本たる基本条件を全て満足しているのであるが、否定的要素も無いわけではない。その一は、『白虎通德論』の巻端に「明楊祐校」の四字があることである。¹¹⁸これによって底本からして

既に明刊であることが知られ、『遺編』本『白虎通德論』の元刊に非ざることは勿論、ひいては『潜夫論』『風俗通義』の元刊に非ざることは誰の目にも明らかなのである。汪氏の見たのが『遺編』本であったとしたら、この四字を見落したとしか考えようがないが、巻中ならともかく、巻端にあるものを見落すなど常識では考えられない。更なるそしてより重大なる疑問は、『遺編』は字体等から容易に明刊、それも嘉靖以降の刊本（実際の刊行は万暦十年）であることが判定されるということである。確かに『遺編』は明版の中では精なるものと称揚されており、その「文字は程本に視て勝」¹⁹てはいるが、元版と誤認されるほどのものでは絶対でない。また、『白虎通德論』『風俗通義』元大徳本と行款を同じくする大字本で、版心の下部に刻工の名を記し、『潜夫論』に於ては巻第幾の次に篇目を並記するといった旧本的形態を存してはいるが、それを以て直ちに元版と見なし得ぬことは言うまでもない。自序には「大徳新刊」とあるから「元刻」と判定したように書いてあるが、もし本当にそれだけで即断したとしたら、まさに言語道断である。が、これほどの注釈を著す人がそんな初歩的なミスを犯すことがあり得ようか。どうやら話は六分四分近くまで戻ったようである。

しかし是非いずれにせよ、これまでの議論は外面的傍証であるに過ぎない。『遺編』本か否かの決定は、より根本的な本文異同の検討を俟って始めて下し得るものであることはもとより当然である。以下その検討をしたいのであるが、叙述の都合上、その前に『遺編』本の底本について調べておくこととする。

『遺編』本の底本を推定する手掛りは脱乱である。『遺篇』本には上述の如く、辺議等数篇に脱乱があるが、その脱乱は全て三百六十字づつであり、相互に入れ換えれば直ちに原形に復し得る。ということは、これらの脱乱は文字通りの錯簡であることを示している。となれば底本の探索は簡単で、錯簡部分をちょうど一葉に収めている本を見つければよい。かくして求まるのが『四部叢刊』本、即ち「影宋精鈔本」と称されている本である。²⁰

もっともこれは順治五年に馮舒家が鈔したものであるから、底本そのものではない。求むべきは、馮氏の拠りて鈔せし所の本である。馮氏自跋に

沈与文蔵する所の宋板翻刻本を得、因りて工に命じて此の書を印抄せしむ。

とあるので、それが翻宋本であったことまではまず確認できる。ところで、この沈氏旧蔵本は後に黄丕烈の所蔵となったのであるが、また更に転じて瞿鏞の手に帰したものの如くである。その遞蔵の跡は、『士礼居題跋記』卷三（又『堯圃藏書題識』卷四）に

明刻本。『潜夫論』、此の本を以て最古と為す。明人の蔵弄、率おおむ此を用てす。余が旧蔵本は、沈与文・吳岫の蔵せし所にして、馮已蒼蔵する所は、即ち此より出づ。

とあるのや、『鉄琴銅劍樓藏書目錄』²¹⁾卷十三に

此の本、明初重刻宋本より出づ。今新安程本を以て相校するに、勝れる処甚だ多し。……卷首尾に「璜川吳氏收藏圖書」「士礼居蔵」「海甯陳鍾觀」の諸朱記有り。

とあることから窺えるのであるが、それと同時に、これらの記述によってその刊行が明代初期であったことも知られるのである。この明初刊翻宋本はかなり広く行われていたようで、張金吾『愛日精廬藏書志』や丁丙『善本書室藏書志』²²⁾に著録される他、李世鐸『木犀軒收藏旧本書目』・王修『詒莊樓書目』等に見える「明刊本」も同板らしい。因に、黄丕烈は沈氏本を手放した後に、また別の同板一部を購入している。²³⁾

以上、『遺編』本の底本について考察してきたのであるが、明初刊翻宋本がそれに当ることはほぼ明らかになつたと思う。刊行時期から言っても、普及度から言っても、まことに底本たるにふさわしい。もうこれ以上の考証は蛇足とさえ感じられるが、念のため『遺編』本と明初刊翻宋本（『四部叢刊』本にて代用）との比較をして

おこう。

まず版式であるが、巻端第一行目、「潜夫論卷第幾」の下に「王符」の二字のみを挙げ、次行より「某某第幾」と篇名を並記して正文に続けるという重要な一致が見られる。篇名の頂格と低格、巻末の終字の有無等の少異はあるが、厳密な覆刻でない以上、それらはさしたる問題ではない。また巻第十叙録に於ては、篇ごとに改行するというこれまた重要な一致がある。但、「遺編」本では務本第二のみ改行していないが、これは翻宋本を一見すればすぐ気づかれるように、翻宋本で偶々讀字第一が行末に來たための誤りであり、むしろ両者の親近性を明示するものと言える。次に本文異同についてであるが、結論から言ってしまうえば、兩本の本文は同一系統なりと断言できる。勿論完全に一致してはいず、その間に数ヶ条の異同はあるが、そのほとんどは明白なる誤刻であるし、そもそも重刊本にはこの程度の異同はつきものである。つまりは許容範囲内であり、底本であることをくつがえすものではない。このように否定的材料は無視し得る程度でしかないのに対し、肯定的方向には有力なる材料が存在する。それは字体である。翻宋本には夥しい数の俗字が使われていて、そのうちの多くはまた正字と混用されている。「遺編」本に於ては、翻宋本に見ゆる俗字は大体そのままの形で刻しており、正俗の混用についても三分の二以上一致している。翻宋本ではまた於・于、修・脩、惟・唯等を混え用いているが、この使い分けに²⁵⁾ことである。これは宋本より踏襲したものに相違なく、この一事を以てしても、その底本が翻宋本であることが承認されよう。残る問題は、「遺編」本には空格が非常に多く、影宋鈔本にない空格が二十七個所もあることであるが、これは底本の破損が甚だしかったためと考えればすむ。二十七の空格のうち、四隅に在るもの六、首末行に在るもの二、一線に並ぶもの三であることがその推測を裏づけよう。ここに「遺編」本の底本が明初刊翻宋

本であることが確定できた。

話を『遺編』本と汪氏箋本の本文比較に戻そう。汪氏が「旧作某」「旧脱某」等によって異同を掲著せるもの凡て四百四十三条、そのうち『遺編』本と合致するもの四百三十三条、合わざるもの十条である。合わない条が予想外に多い。程本と合わずして「旧本」に合えるものが六十一条もあることからみて、『遺編』本が「旧本」に非常に近いものであることは確實で、もしこれが底本を議している場合なら、問題は即解決である。だが、見た本か否かを決めようというときには、近いというだけでは不十分で、原則として完全に一致しなければならぬ。汪氏所見本が『遺編』本であろうとの推定は、ここに至って極めて困難なる事態に直面したわけであるが、実は『遺編』本と箋本との間には、更に箋注の附されていない、或いは附されていても校語は記されていない——つまり「旧本」の本文そのままである筈の——部分でありながら、文字の異同がある個所が数十個所も存在しているのであり、事態は益々悪化する。では、かの推定はもはや放棄する他はないのであろうか。然り、客観的立場から言えば、放棄するのが順当ないしは無難である。少なくとも、保留はせざるを得ない。

本稿は始めここで、即ち汪氏所見本は不明という結論のまま終っていたのである。がしかし、現在の私は、偏見ないしは主観的心証に過ぎぬかもしれないことを承知の上で、敢えて汪氏所見本は『遺編』本であるという説を固持したい。一旦あきらめかけた私に再びかような確信を抱かした新たなるきっかけは、『統修四庫全書提要』（以下『提要』と略称）の次の如き記述であった。曰く、

其の間 小しく差失有るは、亦た免れ難き所なり。即ち讀学篇を以て之を論ぜん。「是の故に董・景の才、倪・匡の志無くして、而も強いて身を捐て家を出で、日を師門に曠しうする者」の「身を捐て家を出で」は、

当に「家を捐て身を出だし」に作るべし。果たして今本の如くば、則ち箋文と合わず。「凡工妄匠、規を執り矩を秉る」の執字空格。箋に云う、程本執に作る、蓋し意を以て之を補うならん、と。然れども述古堂鈔本も亦た執に作れば、意を以て補うに非ざるに似たり。又た述赦篇に「且に共に横枉侵冤し、罪法を誣奏して、主上をして妄に刑辟を行わ令めんとす云云」とあるが若き、此の本 令を今に作るも、亦た未だ箋釈せざれば、知らず、今に作るの是にして、令に作るの非なるを。

と。かなり遠慮した言い方であるが、『提要』が箋本に訛誤および無断の改訂あるを疑っていることは明白である。本々、情況証拠の点では有利なのである。従って、もし箋本に訛誤および無断の改訂があることが確認されれば、『遺編』本底本説は復権可能なわけである。今、この『提要』の問題提起をもとに論を進めることとしよう。まず、より客観的比較の容易な空格問題から始めよう。

汪氏の注記する「旧本」の空格は全部で二十三条あるが、その個所は『遺編』本に於ても全て空格となっている。ところで『遺編』本の空格は全部で二十七であるから、空格に関しては一応両本同じと判断してよい。が、前述したように、『遺編』本の空格はその底本の破損によって生じた、同本に固有のものである。とすれば、「旧本」が『遺編』本そのものでない限り、「旧本」の底本と『遺編』本のそれとが偶然にも同一であったということになるが、話としてはおもしろいとしても、現実にはまずあり得まい。それに、二度にわたって辺議篇等の錯簡が見逃されたとも考え難い。『遺編』本の重刊本でも想定する方がまだしもだが、それは三書合刻の基本條件に抵触するし、時期的にも困難である。となると、残る答は唯一つ、「旧本」イコール『遺編』本である。かく結論が定まれば、箋本で空格になっていない四個所については、汪氏が無断で填めたと考えるよりしやうがない。或いは単純な注記のし忘れかもしれないが、結果として無断の改訂であることに変わりはない。

かくの如く、汪氏箋本の本文は「旧本」のままではなく、無断に改訂した所があることが知られたわけであるが、このことは極めて重要な意義を有している。と言うのは、空格以外の、汪氏の注記なくして両本合わざる個所も、同様に無断に改訂したものと考えることが可能となるからである。ところで、それら箋本と『遺編』本の不合個所を程本と比較してみると、その半数は箋本と合い、半数は『遺編』本と合う。そして、箋本と合うのは、『遺編』本で其・又・目とあるを箋・程本では具・文・自に作るといった形近きの字であって、しかも『遺編』本の訛であることが明白なものばかりである。従つてこの類に属する異同は、汪氏が程本に従つて改めたことによつて生じたものであると考えてよく、注記がなくともさほど不思議ではない。箋本に於ては俗字は使用されず、また混用字も一方（於・修・惟）に統一されていることから、汪氏の注記の規準が知られよう。²⁹

問題は、『遺編』本と程本とが一致するもう一類の方である。箋注で程本に言及しないのは、「旧本」の本文が勝ると判断した故に、より劣る程本についてはわざわざ言を費やさなかったのに違いないが、一方「程本作某誤」と云うが如き校語を附している個所も少なくない点からみて、必要と判断した場合には注記を加えているものと考えられる。とすれば、この類については、注記があつて然るべきではあるまいか。特に、諸本全て「正列」に作れるを、箋本独り「巫列」と為すが如きは、何としても注記のなければならぬ所である。篇名の異同という重要な問題を注記不要と見なす筈はないから、注記し忘れたに相違ないが、篇名すらかように不注意に扱つているとすれば、況んや単なる文字の異同に於ておや。全て注記洩れと考えたとして、決して武断には過ぎないであろう。そして、注記がないということを改めて直視すれば、注記洩れは何も程本についてのものと限る必要のないことに気づかう。すなわち、「旧本」についての注記、例えば「旧作某」が洩れたと考えても、何の不都合もないわけであり、更には汪氏の注記せざる箋本と『遺編』本の異同があつてもおかしくないことになる。

然らば汪氏の楊著せる「旧本」と異なる十条については何如。これについても、実は程本を「旧本」と取り違えたという有力な解釈が用意されているが、汪氏自身の明記がある以上、原則としてそれを認める他はなく、その解釈も所詮は臆説の域を出ない。前に主観的心証と称した所以である。従って、ここではこれ以上の贅説を避けることとするが、たといかなる解釈も不可能だったとしても、私はなお汪氏所見本は『遺編』本であったと信ずる。全体的に見て、肯定面の方が大であると思うからであるが、それはもとより私見、真の当否は読者の判断に委ねねばならない。

注

(1) 汪繼培箋には原刻の湖海樓叢書本の他、思賢講舍本・四部備要本・叢書集成本（国学基本叢書本）・諸子集成本（學術名著本）・上海古籍出版社標点本がある。本稿では湖海樓本を用いたが、他の諸本も全て湖海樓本に依拠しており、若干の誤植を度外視すれば、本文自体は同一である。但し、出版様式にはかなり相異があり、特に標点本は段落等に問題が多い。なお、王紹蘭序のあるもの（思賢講舍本・叢書集成本）とないものとに大別されるが、これは湖海樓本そのものに有無二種あるのによるらしい。

(2) 「何鍾本」は「何允中本」とあるべきところ。何允中『広漢魏叢書』序に「叢書彙自括蒼何先生鍾。版行則新安程氏。」とある如く、何鍾は原輯者であって刊行者ではなく、従って何鍾本なるものは存在しない。『漢魏叢書』の出版事情については岡本保孝の「漢魏叢書縁起」（『況斎雜著』第一九二冊―静嘉堂文庫藏稿本―、又『況斎叢書』第三十六冊所収―京都大学附属図書館蔵抄本―）に詳しいが、この汪氏の誤りも既に同論原注に「本末源流タカヘルナリ」と指摘されている。もっともこの誤解は、汪氏のみならず、諸家の論中にしばしば見出される。

(3) 『潜夫論通檢』凡例に、諸本の一として元大徳本を挙げているのがその一例。また『統修四庫全書提要』の『潜夫論箋』の

項も、元大徳本に依拠したとあるについては何も論評を加えていない。

- (4) 蔣汝藻『伝書堂善本書目』には「明嘉靖刻本」を著録するだけで、この本は載せられていない。また『補遺』にも見えない。
- (5) 同一行款かと思われるものに、他に周星始原撰、羅振常重編『伝忠堂書目』および蔣鳳藻『秦漢十印斎書目』に著録する「(明嘉靖)文始堂刊本」がある。文始堂本と言えば嘉靖中刊の『申鑒』が有名であるが、『潜夫論』については余り知られていない。従って確信が持てないので注記するに止めるが、かく明記してあるからには、『申鑒』と同じく半葉九行行十七字であったことは確かであろう。

- (6) 『兩京遺編』本については後述する。なお参考のために注記すれば、伝書堂所蔵『兩京遺編』には『潜夫論』が欠けている。
- (7) 『白虎通徳論』は、張金吾『愛日精廬藏書志』・陸心源『皕宋樓藏書志』および『儀順堂題跋』・『伝書堂善本書目』および『伝書堂善本書志』・傅增湘『雙鑑樓善本書目』(『四部叢刊』本の底本)・莫伯驥『五十万卷樓藏書目録初編』等に、『風俗通義』は、阮元輯『天一閣書目』・黃丕烈『士礼居藏書題跋記』および『蕘圃藏書題識』・潘祖蔭『滂記齋藏書記』(?)等に著録されている。この他にも、それぞれなお数種「元大徳本」を著録する書目があるが、巻数(ともに十巻)や行款からみて明らかに別本と認められるものは省略する。

- (8) 『北京図書館善本書目』巻四子部上に、『白虎通徳論』二部、『風俗通義』一部が登載されている。(以下、北京図書館所蔵書についてはこの書に拠る。)『白虎通徳論』は上海図書館および静嘉堂文庫(陸心源旧蔵本)に、『風俗通義』は台北国立中央図書館(残巻第八至第十、旧北平図書館蔵本)にそれぞれ収蔵されている。

- (9) 羅振常『善本書所見録』巻三所録『風俗通義』(元大徳本)の項引く劉燕庭識語に、「李晦。初名燧。咸淳進士。嘗從外家尤氏抄本最富。自号惠泉散人。著有顯翁記聞・李姓源流・白虎通風俗通校正諸書。見無錫鼎志。」とある。『潜夫論』の校正がないことに注意。なおこの本は、「第一巻題曰大徳丁未重刊風俗通議○○(篇名)第幾。書口則分卷上下。上五卷下五卷」との書誌からみて元大徳本ではない。或いは明初の覆刻本か。また、版式ならびに李・謝両序のない点、『遺編』本と同一であることを附記しておく。

10) そこで注目されるのが、程朱『漢魏叢書』所収の『白虎通德論』と『風俗通義』で、前者には厳度と張楷の序が、後者には李杲の序がそれぞれ附されている。『潜夫論』で程本を使用しているからには、当然両書の場合も程本を見ていたと考えられる。しかるに何故それを判断材料としなかったのか、理解に苦しむ。

11) 宣統三年原刊本、両訛作西。今拠増訂本改正。

12) 版心（巻第五までが巻上、巻第六以下巻下）による。胡維新序にも二巻と云う。但し、正式には勿論十巻とすべきである。

13) 孫星衍『孫氏祠堂書目内編』にも四巻と誤記す。或いは邵氏の由りて誤れる所か。

14) 莫氏『宋元旧本書経眼録』にも登載されていない。

15) 『邵亭知見伝本書目』莫繩孫序に、「先君子于經籍刊板善劣時代。每箋志四庫簡目各条之下。……又采録邵位西年文所見經籍筆記益之。」とあるが、この「経籍筆記」とは即ち『標注』の原本と思われる。支偉成『清代樸学大師列伝』巻第七邵懿辰伝にも、「伝抄所見書目二十巻。則就四庫簡明目錄一一攷其版刻源流。標於書眉。独山莫氏即拠此編知見伝目云。」とある。また『四庫目略』については、楊氏自序に『標注』ならびに『邵亭知見伝本書目』を参照したむね記してある。

16) 陳春『湖海樓叢書』総序に、「（春）蓄疑未達。則求教邑中有道之士。得以説其所藏之書。於汪吏部蘇潭尤契洽也。吏部家藏図籍。而搜訪不勤。每得善本。挙以相示。」とあるから、汪氏がかんりの蔵書家であったことが知られ、また王紹蘭『潜夫論箋』序に、「潜夫論久無善本。……吾友汪主事因可。續学超奇。通心而敏。会萃群刻。」とあるにより、汪氏が『潜夫論』諸本の収集に努力した様子が想見される。

17) 東京大学東洋文化研究所（大木文庫）蔵の「明刊本」および静嘉堂文庫蔵の「正徳間刊本」は、ともに『両京遺編』本である。

18) 明楊祐刊本については『善本書室蔵書志』巻十八に解題がある。なお、祐を祐もしくは佑に作る書目もあるが、恐らくは祐が是であろう。

19) 葉昌熾『書林清話』巻五「明人刻書之精品」に、「其餘叢刻書。以顧元慶四十家文房小説為最精。胡維新両京遺編次之。程

宋漢魏叢書又次之。」とある。

20 この本は錢曾述古堂旧藏に係るもので（但し『讀書敏求記』『述古堂藏書目』ともに著録せず。）、後二、三の手を経て丁内の所藏に帰し、更に転じて他の丁書とともに江南圖書館（江蘇省立國學圖書館）に収められたが、現在はまだ遷つて北京圖書館に入っている。

21 出字疑問。『善本書室藏書志』卷十五引は乃に作るが、その方が実情に合う。

22 丁氏は士礼居本・愛日精廬本・鉄琴銅劍樓本を同板と認定しているが、誠に妥当な見解である。なお『標注』で「張目称する所の明刊本に似たり。」と云われる金臺王諒刊本については、詳細不明である。

23 『士礼居題跋記』にまた云う、「余家向藏一本。已易出。今又去刻留校。」なお、この本もまた北京圖書館に現藏されているようである。

24 胡玉禧『四庫全書總目提要補正』卷二十七に、「瞿氏目錄有明初重刊宋本。……此本当是卷端第一行但標王符二字之本。」とある。また『善本書室藏書志』に、「塘西勞氏丹鉛精舍。有金刻潛夫論。卷端第一行但標王符二字。為錢蒙叟・馮研祥藏本。此雖明刻。卷端題名。亦祇二字。」とあるが、この金刊本についても詳細不明。

25 程本に於ても、恒字に欠画する例が見られ、また俗字、混用字についてもかなり翻宋本と一致するから、程本の底本もやはり翻宋本らしい。

26 左に簡単に列記しておく。箋本文と箋注を上に掲げ、※印の下に『遺編』本の該字もしくは本文を示し、併せて他本との異同を記しておくことにする。

(1) 讀字「其不有濟乎」箋「有字旧脱。程本作不有」※「其有濟乎」

(2) 慎微「武王夙夜敬止」箋「按此為成王詩。武当作成」※成。諸本皆作成。

(3) 実貢「災異曷為譏」箋「譏旧作饑」※飢。程本作饑。

(4) 同上「王莽之所捐」箋「旧作損」※捐。程本作損。

(5) 三式「乃令耐金以黜之」箋「耐旧作耐」※耐。程本作耐。

(6) 勸將「此非天之罪」箋「非旧作亦。抛下文改」※非。程本作亦。

(7) 辺議「下貧而上富者誰也」箋「下上、旧互置」※「下貧而上富。」影宋鈔本・程本皆作上貧而下貧。

(8) 卜列「小人聞善聞惡」箋「惡字補」※「小人聞善。」程本作小人聞善聞。

(9) 志氏姓「良臣氏」箋「良旧作良」※良。程本作良。

(10) 同上「假姓」箋「旧作優姓」※優性。程本作優性。

なおこの他に敎辺篇に一例あるが、箋注の誤刻なることが明白なので採りあげない。

27 商務印書館排印本今作令。非。抛油印原本。

28 なお『遺編』本になくして箋本のみにある空格が述敎篇に一例見えているが、程本も空格にしていなところからみて、箋本の誤刻かと思われる。

29 但し、この傾向は『湖海樓叢書』全体にわたるので、この統一は或いは陳春の方針かもしれない。